○厚生労働省告示第四百七十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

前文中「法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画」を「市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）」に改め、「見直しが行われた。」の次に次のように加える。

また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。

前文中「福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成二十三年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成二十一年度から平成二十三年度までの第二期障害福祉計画」を「法の施行及び整備法による法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年度末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年度までの第三期障害福祉計画」に改める。

第一の一中「都道府県は」の下に「、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう」を加え、同一の1中「ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その」を「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が」に改め、「、障害福祉サービス」の下に「及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業」を加え、同一の2及び第一の二の1中「立ち後れている精神障害者等に対する」を削り、同二の2中「いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、」及び「、児童デイサービス」を削り、第一の三を次のように改める。

三　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援を行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

第二の一の1の㈠中「を適切に把握する」を「の把握に努める」に、「講ずる」を「講ずるよう努めることが必要である」に改め、同1の㈡中「作成に当たっては」の下に「、自立支援協議会を活用するとともに」を加え、同一の2の見出し中「平成二十六年度」に改め、同2中「これらの課題に関し、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、「適当である。」の下に「また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第一期障害福祉計画及び第二期障害福祉計画の実績並びに地域の実情を踏まえて設定することが適当である。」を加え、同2の㈠中「第一期障害福祉計画の作成時点（以下「第一期計画時点」という。）」を「平成十七年十月一日時点」に、「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に、「第一期計画時点の」を「平成十七年十月一日時点の」に、「一割」を「三割」に、「七％」を「一割」に、「基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい」を「基本とする」に改め、「必要がある。」の下に「また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。」を加え、同2の㈡を次のように改める。

㈡　入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち、六十五歳以上であって、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年度における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年度における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

第二の一の2の㈢中「平成二十三年度中」を「平成二十六年度中」に、「第一期計画時点」を「、平成十七年度」に、「平成二十三年度までに第一期計画時点の」を「平成二十六年度末における」に、「二割」を「三割」に、「平成二十三年度末において、」を「平成二十六年度末における」に、「三割は」を「三割以上の者が」に改め、「目指す。」の下に「なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、「関係機関等」を「関係機関」に、「平成二十三年度の」を「平成二十六年度の」に、「、離職者の再チャレンジを促すような支援」を「離職者」に、「工賃倍増五か年計画」（平成十九年七月六日付け障発第〇七〇六〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき作成された計画をいう。）」を「工賃の向上に関する計画」に改め、「（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）」を削り、「福祉施設等における障害者の雇用の確保について、「重点施策実施五か年計画」（平成十九年十二月二十五日障害者施策推進本部決定）において、「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めること」とされていること、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したこと」を「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされている」に改め、同一の3の㈠中「法第八十八条第六項及び第八十九条第五項においては、障害者基本法第三十四条に基づく地方障害者施策推進協議会」を「法第八十八条第七項及び第八十九条第六項において